

2022/12/01 に e-GOV から取得した条文から作成した

***** 特許法の条文番号と見出し *****

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 28 条） ---
- 第 2 章 特許及び特許出願（第 29 条—第 46 条の 2） ---
- 第 3 章 審査（第 47 条—第 63 条） ---
- 第 3 章の 2 出願公開（第 64 条—第 65 条） ---
- 第 4 章 特許権 ---
- 第 5 章 特許異議の申立て（第 113 条—第 120 条の 8） ---
- 第 6 章 審判（第 121 条—第 170 条） ---
- 第 7 章 再審（第 171 条—第 177 条） ---
- 第 8 章 訴訟（第 178 条—第 184 条の 2） ---
- 第 9 章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第 184 条の 3—第 184 条の 20） ---
- 第 10 章 雑則（第 185 条—第 195 条の 4） ---
- 第 11 章 罰則（第 196 条—第 204 条） ---

--- 第 1 章 総則 ---

- 第 1 条 （目的）
- 第 2 条 （定義）
- 第 3 条 （期間の計算）
- 第 4 条 （期間の延長等）
- 第 5 条
- 第 6 条 （法人でない社団等の手続をする能力）
- 第 7 条 （未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）
- 第 8 条 （在外者の特許管理人）
- 第 9 条 （代理権の範囲）

- 第 10 条 削除
- 第 11 条 (代理権の不消滅)
- 第 12 条 (代理人の個別代理)
- 第 13 条 (代理人の改任等)
- 第 14 条 (複数当事者の相互代表)
- 第 15 条 (在外者の裁判籍)
- 第 16 条 (手続をする能力がない場合の追認)
- 第 17 条 (手続の補正)
- 第 17 条の 2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)
- 第 17 条の 3 (要約書の補正)
- 第 17 条の 4 (優先権主張書面の補正)
- 第 17 条の 5 (訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)
- 第 18 条 (手続の却下)
- 第 18 条の 2 (不適法な手続の却下)
- 第 19 条 (願書等の提出の効力発生時期)
- 第 20 条 (手続の効力の承継)
- 第 21 条 (手続の続行)
- 第 22 条 (手続の中断又は中止)
- 第 23 条
- 第 24 条
- 第 25 条 (外国人の権利の享有)
- 第 26 条 (条約の効力)
- 第 27 条 (特許原簿への登録)
- 第 28 条 (特許証の交付)
- 第 2 章 特許及び特許出願 ---
- 第 29 条 (特許の要件)
- 第 29 条の 2
- 第 30 条 (発明の新規性の喪失の例外)
- 第 31 条 削除
- 第 32 条 (特許を受けることができない発明)
- 第 33 条 (特許を受ける権利)
- 第 34 条

- 第 34 条の 2 (仮専用実施権)
- 第 34 条の 3 (仮通常実施権)
- 第 34 条の 4 (登録の効果)
- 第 34 条の 5 (仮通常実施権の対抗力)
- 第 35 条 (職務発明)
- 第 36 条 (特許出願)
- 第 36 条の 2
- 第 37 条
- 第 38 条 (共同出願)
- 第 38 条の 2 (特許出願の日の認定)
- 第 38 条の 3 (先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願)
- 第 38 条の 4 (明細書又は図面の 1 部の記載が欠けている場合の通知等)
- 第 38 条の 5 (特許出願の放棄又は取下げ)
- 第 39 条 (先願)
- 第 40 条 削除
- 第 41 条 (特許出願等に基づく優先権主張)
- 第 42 条 (先の出願の取下げ等)
- 第 43 条 (パリ条約による優先権主張の手続)
- 第 43 条の 2 (パリ条約の例による優先権主張)
- 第 43 条の 3
- 第 44 条 (特許出願の分割)
- 第 45 条 削除
- 第 46 条 (出願の変更)
- 第 46 条の 2 (実用新案登録に基づく特許出願)
- 第 3 章 審査---
- 第 47 条 (審査官による審査)
- 第 48 条 (審査官の除斥)
- 第 48 条の 2 (特許出願の審査)
- 第 48 条の 3 (出願審査の請求)
- 第 48 条の 4
- 第 48 条の 5

第 48 条の 6 （優先審査）
第 48 条の 7 （文献公知発明に係る情報の記載についての通知）
第 49 条 （拒絶の査定）
第 50 条 （拒絶理由の通知）
第 50 条の 2 （既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）
第 51 条 （特許査定）
第 52 条 （査定的方式）
第 53 条 （補正の却下）
第 54 条 （訴訟との関係）
第 55 条から第 63 条まで 削除
--- 第 3 章の 2 出願公開---
第 64 条 （出願公開）
第 64 条の 2 （出願公開の請求）
第 64 条の 3
第 65 条 （出願公開の効果等）
--- 第 4 章 特許権---
第 66 条 （特許権の設定の登録）
第 67 条 （存続期間）
第 67 条の 2 （存続期間の延長登録）
第 67 条の 3
第 67 条の 4
第 67 条の 5
第 67 条の 6
第 67 条の 7
第 67 条の 8
第 68 条 （特許権の効力）
第 68 条の 2 （第 67 条第 4 項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力）
第 69 条 （特許権の効力が及ばない範囲）
第 70 条 （特許発明の技術的範囲）
第 71 条
-----以下省略-----